

明記のないものは... ●先着順●当日会場へ●午前8時30分から受け付け●費用は無料 ●持ち物はお問い合わせください ※電話番号などは間違いないようおかけください

スポーツ推進課 ☎(50)8243 FAX(22)7116

◆夏季練習会(水泳) 8月9日(火)～19日(金)〈土・日曜日、祝日を除く〉午前7時10分～8時50分、全8回。八部公園プール。市内在住の小・中学生30人。費6500円。申7月31日(日)までに藤沢市水泳協会のホームページへ。同協会 ☎(22)4419、☎(22)4238またはスポーツ推進課。

◆藤沢市民総合体育大会継承大会【ソフトテニス】9月4日(日)。八部公園。男女共通年齢別ダブルス個人戦。市内在住の方または藤沢ソフトテニス協会登録者(高校生以下は不可)。費1組500円。申8月24日(火)〈必着〉までに申込書を書いて、藤沢ソフトテニス協会へ郵送で。※申込書は藤沢市体育協会のホームページからダウンロードできます。☎森 ☎090(2435)1494またはスポーツ推進課。

◆藤沢市卓球協会登録者。費1チーム3000円。申8月10日(火)〈必着〉までに申込書を書いて、日井へ郵送で。※申込書は藤沢市体育協会のホームページからダウンロードできます。☎久保田 ☎・☎(36)0594またはスポーツ推進課。

◆市民盆踊り大会 8月4日(日)午後6時～8時。秩父宮記念体育館。※室内履き持参。☎藤沢市レクリエーション協会(スポーツ推進課内)。

秋葉台文化体育館 ☎(88)1111 FAX(88)8687

◆小学生かけっこ 8月17日～26日毎週水・金曜日午前8時30分～9時45分、全4回。市内在住・在学の小学3～6年生30人(抽選)。費3200円。申7月20日(火)～26日(日)に来館で。

◆車いすバスケットボールクリニック 8月13日(土)午前10時～正午◎午後1時～3時。小学生以上の方各30人。申7月23日(土)午後1時30分から電話で。

◆チャレンジ! 救急～いざという時のために 7月17日(日)午前9時～午後5時。秋葉台公園プール。AEDの使用法、心臓マッサージほか。費プール入場料。☎秋葉台公園プール ☎(88)1811、☎(88)0081。

◆秋葉台水鉄砲合戦 7月25日(月)、8月8日(月)、16日(火)、29日(月)午前10時～正午。小学生各日30人。費500円。※水鉄砲、ゴーグル持参。

石名坂温水プール ☎(82)5131 FAX(82)5132

◆夏期学童水泳合宿 8月22日(月)午前10時～23日(火)正午(1泊2日)。市内在住・在学の小学4～6年生40人(抽選)。費4000円。申7月27日(火)～31日(日)に来館で。

◆WakuWaku 夏! ISHINA 7月18日(日)午前10時～午後5時。着衣泳・心肺蘇生法体験ほか。※詳細はお問い合わせください。

秩父宮記念体育館 ☎(22)5335 FAX(28)5749

◆ちびっこフットサル 8月3日～17日毎週水曜日午前10時30分～正午、全3回。湘南ベルマーレのコーチによるフットサル教室。小学1～3年生40人(抽選)。費3000円。申7月18日(火)～24日(日)に来館で。

◆減量&生活習慣病予防・改善プログラム 8月2日～9月27日毎週火・土曜日(8月13日を除く)午後7時20分～8時50分、全16回。これから運動習慣を身に付けたい18歳以上の方7人。費1万1200円。申7月19日(火)午後1時から電話で。

◆夏休みビーチスポーツ 8月9日(火)～11日(木)午前9時～10時30分、全3回。鶴沼海岸常設ビーチバレーコート。ビーチバレー、ビーチサッカーほか。小学3～6年生15人。費2700円。申7月19日(火)午前9時から電話で。



◆夏休みトランポリン体験 8月17日(火)、18日(水)午前9時～10時15分、午前10時45分～正午。ともに全2回。市内在住・在学の小学1・2年生、小学3～6年生各30人(抽選)。費1800円。申7月27日(火)～8月3日(日)に来館で。

鶴沼運動公園 ☎(36)1607 FAX(36)1754

◆夏の救急フェア 7月24日(日)午前9時30分～午後3時30分。八部公園プール。心肺蘇生法、AEDの使用法ほか。



◆八部公園フェスティバルフリーマーケット出店者募集 8月11日(日)午前10時～午後4時。出店数=40ブース(抽選)。費2000円。※飲食物の販売、販売を生業とする方は不可。申7月17日(土)午後1時50分～2時に来所で。

太陽の家体育館 ☎(33)1411 FAX(34)4342

◆アーチェリーの集い 7月22日(金)午後5時～8時30分。障がいのある方と市内在住・在勤・在学の経験者。

◆サウンドテーブルテニスの集い 7月23日(土)午前9時～正午。視覚障がいのある方と関心のある方。

◆レクリエーションダンスの集い 7月23日(土)午後1時30分～3時30分。障がいのある方と関心のある方。

◆ローリングバレーボールの集い 7月24日(日)午前9時～正午。障がいのある方と関心のある方。

◆障がい者卓球の集い 7月24日(日)午後1時～4時30分。障がいのある方と関心のある方。

夏休みに小学校プールを一般開放します

開放時間 ◎午前10時～正午◎午後1時30分～3時30分 ※気象状況・光化学スモッグ情報、その他特別の事情により開放を中止することがあります 対象 市内在住の方(小学3年生以下の方は保護者が同伴し、一緒にプールに入ってください) 問い合わせ スポーツ推進課 ☎(50)8243、☎(22)7116 ○印…開放実施 △印…プール大会ほか

Table with columns for school names and dates from 7/16 to 8/21, indicating pool opening status with symbols like ○ and △.

※小学校によっては、上記以外に開放している日があります

SPORTS LIFE スポーツライフ

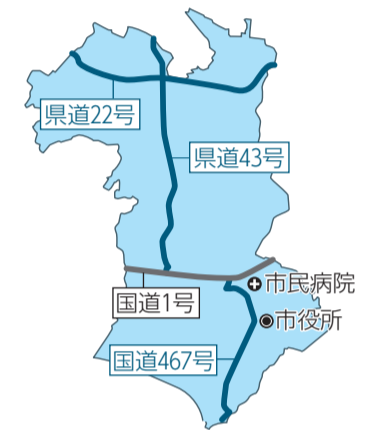
特集 築35年以上の建物にお住まいの皆さんへ 建物の耐震化を支援しています

地震に対する建物の安全性の向上に取り組んでいます

建築基準法の耐震基準は、1981年6月1日に大幅に強化されています。近年発生している大地震では、81年5月31日以前に建築された建物が深刻な被害を受けています。このことから、特に築35年以上の建物の耐震化が喫緊の課題であることが分かります。市では、藤沢市耐震改修促進計画を策定し、建物の耐震化の促進に取り組んでまいりましたが、不特定多数の方や避難弱者が利用する大規模な建物に対して耐震診断を義務付けるなど、計画を改定し、取り組みを強化しています。また、住宅や多くの方が利用する建物の耐震化率を、2020年度末までに95%とする目標を定めています。

耐震診断を義務付ける道路を指定しました

市では、災害時に緊急輸送道路などとなる重要な道路沿いの建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路をふさぐ恐れのある建物の所有者に、耐震診断の実施と2020年度末までにその結果を市に報告することを義務付けました。対象 右図の青色の道路に敷地が接する1981年5月31日以前に建てられた建物 ※建物の高さに関する規定など、この他にも対象要件があります ※該当する可能性のある建物の所有者には、既に個別にお知らせしています



市では、災害に強いまちづくりのために建物の耐震化の促進に取り組んでいます。ご自宅の耐震性を見直してみませんか。問い合わせ 建築指導課 ☎内線4233、FAX(29)1353

復興支援の現場からの声

市では、熊本地震の復興支援の一環として、熊本県熊本市と益城町に職員を派遣しました。派遣された職員の声を紹介します。「被災した建物を赤(危険)・黄(要注意)・緑(調査済)の3段階で判定する『応急危険度判定』という業務に従事しました。やはり1981年以前の耐震基準で建てられたと思われる古い建物は、被害が深刻な印象でした。特に瓦屋根の場合、屋根の重みで被害が大きくなっている例が多く見られました。築35年以上の建物でも、耐震改修工事を行うことで多くの場合、震度7の地震に耐えられる強度に補強することができます。自分や家族を守るために、まずは積極的に耐震診断を受けてほしい、と改めて感じました」



耐震診断・工事などに 市の補助金を活用してみませんか

まず相談を!

補助金を活用する場合、耐震診断や耐震改修工事を行う前に、建築指導課に事前相談を必要があります。事前相談の予約 いずれも7月11日(月)から電話で建築指導課へ ※申請は先着順です。予算がなくなり次第終了となります ※詳細は市のホームページの同課のページをご覧ください

木造住宅が対象の補助金 マンションが対象の補助金

木造住宅耐震診断補助金

補助対象 1981年5月31日以前に市内に建築された木造建築物(在来構法のみ)で、平屋または2階建ての住宅であること。またその住宅の所有者が居住(一親等の親族を含む)しており、市税の滞納がないこと 補助金額 耐震診断(一般診断・精密診断)に掛かる費用の2分の1(上限6万円)

木造住宅耐震改修工事補助金

補助対象 81年5月31日以前に市内に建築された木造建築物(在来構法のみ)で、平屋または2階建ての住宅であること。またその住宅の所有者が居住(一親等の親族を含む)しており、市税の滞納がなく、かつ耐震診断(一般診断・精密診断)の総合評価が1.0未満であること 補助金額 耐震改修工事に掛かる費用の2分の1(上限90万円) ※木造住宅耐震診断補助金を活用した方は、別途補助あり

耐震シェルター等設置事業補助金

補助対象 81年5月31日以前に市内に建築された木造建築物(在来構法のみ)で、平屋または2階建ての住宅であること。またその住宅の所有者が居住(一親等の親族を含む)しており、市税の滞納がなく、かつ耐震診断(一般診断・精密診断)の総合評価が1.0未満であること 補助金額 シェルターなどの設置工事に掛かる費用の2分の1(上限20万円)

分譲マンション耐震診断補助金

補助対象 分譲マンションの管理組合または管理組合法人で、区分所有者の総会などでこの事業を活用した耐震診断の実施の決議がされており、次の要件全てに該当するもの ◎81年5月31日以前に確認済証の交付を受けて建築された分譲マンションで、それに係る検査済証の交付を受けていること ◎2階建て以上(地階を除く)の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること ◎耐震診断に必要な図面を備えていること ※その他対象要件がありますので、ご相談ください 補助金額 ★予備診断に掛かる費用の2分の1(1棟あたり上限15万円) ★本診断に掛かる費用の2分の1、延べ面積に応じて算定される額の2分の1(1棟あたり上限150万円)

「マンション耐震アドバイザー派遣事業」を始めます

耐震診断や耐震改修工事に関するアドバイスを、行うマンション耐震アドバイザーを、市が無料で派遣します。マンションの耐震化に向けて、勉強や検討を始めてみませんか。 ※詳細はお問い合わせください

